

（趣旨）

第1条 この規程は、民間企業等との協働により新たな財源を確保するために、千葉県社会福祉士会が発行する印刷物や所有する財産を広告媒体として有効に活用し、民間企業等の広告を掲載する取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（掲載広告の範囲）

第2条 掲載することができる広告に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

（1）掲載する広告は、公共性を損なう恐れがなく、社会的に信用性と信頼性を持つるものでなければならない。

（2）掲載する広告は、広告を掲載する印刷物や財産、場所の特性に配慮し、美観や風致を著しく害するものであってはならない。

2 掲載することができる広告は、次に定める事項のいずれにも該当しないものとする。

（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる風俗営業に該当するもの又はこれに類するもの

（2）政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの

（3）公の秩序又は善良の風俗に反するもの

（4）その他掲載することが不相当と会長が認めるもの

3 前項に定めるもののほか、会長は、広告媒体の性質に応じて、広告内容やデザインに関する個別の広告掲載基準を定めることができる。

（広告の規格等）

第3条 広告の規格、掲載位置、広告料等は、広告媒体の性質に応じて、会長が別に定める。

（補則）

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、制定の日から施行し令和3年4月1日から適用する。